

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（議案第112号）

国民健康保険課

1 改正の理由

福祉医療費の支給対象範囲を見直す。

2 主な内容

- (1) 重度心身障害者及び高齢重度障害者に支給する福祉医療費のうち、食事療養標準負担額について、住民税非課税世帯等の者のみを支給対象とする。
- (2) (1)の福祉医療費の支給を受けようとするときは、減額認定証を提示しなければならないこととする。

3 施行期日

平成31年4月1日